

## 変更・廃止・休止・再開・加算に必要な添付書類一覧（介護医療院）その1

※ 下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります。

※ 原本の提出が必要な場合は別途郵送が必要です。

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

☆1) 兼務関係の変更であって運営規程の変更がない場合は、変更の届出は必要ありません。

☆2) 事前相談が必要です。

☆3) 休止届・廃止届の締め切りは休止・廃止日の1ヶ月前です。

☆4) 「開設許可事項変更許可申請書(様式第1号(8))」及び「管理者承認申請書(様式第1号(9))」は許可申請のため、事前提出が必要です。

注1) 管理者を変更する場合は、住所、氏名（婚姻等による）及び兼務関係の変更を除き、あらかじめ承認を受けた後、変更届

注2) 協力医療機関を変更する場合は変更申請書を、協力医療機関との契約内容を

注3) 定員増の場合は変更申請書を、定員減の場合は変更届を提出してください。

注4) 運営規程において、介護支援専門員の員数が変更になる場合は変更申請書の提出も必要です。

注5) 従業員の変更は特例措置があります。詳しくは、NAGOYAかいごネットをご覧ください。

注6) 住所、氏名（婚姻等による）及び兼務関係の変更のみの場合は、誓約書及び

注7) 住所及び氏名(婚姻等による)の変更の場合は、添付する必要はありません。

注8) 軽微なレイアウト変更等においては添付不要な場合もありますので、事前相談時にご相談

は休止届に該当しない場合もありますので十分検討してください。

注10) 業務管理体制の届出については、NAGOYAかいごネットの「業務管理体制について」をご覧ください。

## 変更・廃止・休止・再開・加算に必要な添付書類一覧（介護医療院）その2

※ 下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります。

※ 原本の提出が必要な場合は別途郵送が必要です。

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

●印は、加算を取る場合に必要となる書類（加算を取り下げる場合は不要）

☆5) 介護職員処遇改善加算の届出については、NAGOYAかいごネットの「介護職員処遇改善加算について（介護職員処遇改善実績報告について）」をご覧ください。

注11)「夜間勤務等看護加算」の場合は、添付する必要はありません。

注12) 医療機関併設の場合は、当該加算に相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付してください。

注13) 作成に当たっては、NAGOYAかいごネットの「サービス提供体制強化加算および特定事業所加算における職員配置割合計算等の取り扱いについて」をご確認ください。